

2016 年合格目標・財務諸表論・ゼロ&ミドル・第1回

はじめに

財務諸表論ゼロ&ミドルコース（全 15 回）においては、（テキスト「全体構造の理解」も配付していますが、）この講義録を中心として授業を進めます。

講義録では、（復習の際に全体構造の把握に役立つように、また、興味や理解の深まりに応えられるように）細かな・複雑な内容をも扱っています。

したがって、（特に学習の初期においては、そして、学習の中期においても）講義録のすべての事項を追求するよりも、学習の優先順位・効率性を意識して、追求する事項を取捨選択する方がよいと思います。

なお、学習の優先順位・効率性などを含む学習方法については、この講義録の後ろの方にある「学習の参考」において示しています。

目次（主なもの）

- 57-02 財務諸表
- 57-07 財務会計の概念フレームワーク
- 57-14 会計・企業会計・財務会計・制度会計
- 57-18 財産法と損益法
- 57-26 会計公準
- 57-29 会計主体論
- 57-35 企業会計原則
- 57-51 学習の参考

学習の指針

今回の内容は、第1回の授業ということもあり、（企業会計の基準の準拠した具体的な会計理論や会計処理よりも）企業会計の概念的な基礎・抽象的な総論が中心となっています。すなわち、次回以降の授業にて扱う具体的な会計理論・会計処理と併せて復習することで、理解が深まる内容であると思われます。

したがって、個々の事項における細かな内容を追求するよりも、企業会計とはどのようなものであるかについての大きなイメージの把握を意識するとよいでしょう。

ただし、「財産法と損益法」「企業会計原則」については、具体的な会計処理や企業会計の基準についての学習であり、（学習の初期においても）細かな内容を追求する価値はあると考えられます。

p*** (参考) 「財務諸表論」のイメージ

財務会計論	(計算)	簿記	企業等の簿記手続の理解に必要な基本原理、仕訳、勘定記入、帳簿組織、決算及び決算諸表の作成
	(理論)	財務諸表論	企業等の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、会計諸規則及び諸基準並びに会計処理手続

p*** (参考) 財務諸表 (F/S)

財務諸表には様々な説明が存在するが、例えば…

↓
企業が外部の利害関係者に伝達する会計の報告書であるといわれる。

財務諸表	貸借対照表 (B/S)	一時点 (貸借対照表日) における、 企業の財政状態 (資産・負債・純資産) を示す
	損益計算書 (P/L)	一会計期間における、企業の経営成績 (利益もしくは成果) を示す
	株主資本等変動計算書	一会計期間における、株主資本など (純資産) の変動を示す
	キャッシュ・フロー計算書 (C/F)	一会計期間における、キャッシュ・フローの状況を示す
	附属明細表	B/SやP/Lの記載内容を補足するために、 重要項目の期中増減や内訳明細などを示す

(参考1) 略称について

- ① 財務諸表：F/S (financial statements)
- ② 貸借対照表：B/S (balance sheet)
- ③ 損益計算書：P/L (profit and loss statement、income statement)
- ④ キャッシュ・フロー計算書：C/F (cash flows statement、statement of cash flows)

(参考2) 損益計算書に関して、(個別財務諸表ではなく) 連結財務諸表における「(連結)包括利益計算書」(2計算書方式)や「(連結)損益及び包括利益計算書」(1計算書方式)については、「包括利益の表示に関する会計基準」の学習の際に扱います。

【財務諸表等規則・1条・1項】

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第二百二十七条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第一条の三を除き、この章から第七章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

【財務諸表等規則ガイドライン・1-1】

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいうものとする。

p***（参考）財務諸表（連結財務諸表規則・1条、財務諸表等規則・1条）

連結財務諸表	連結貸借対照表	
	1 計算書方式：連結損益及び包括利益計算書	
	2 計算書方式：連結損益計算書・連結包括利益計算書	
	連結株主資本等変動計算書	
	連結キャッシュ・フロー計算書	
(個別)財務諸表	連結附属明細表	
	貸借対照表	
	損益計算書	
	株主資本等変動計算書	
	キャッシュ・フロー計算書（注1）	
	附属明細表	

（注1）（個別）C/Fは、連結F/Sを作成していない会社が作成するものとする（財務諸表等規則・111条）。

（参考1）「包括利益の表示に関する会計基準」により、連結F/Sについては、包括利益の計算が表示されることとなった。



なお、「包括利益の表示に関する会計基準」の個別F/Sへの適用については、当面の間、個別F/Sには適用しないこととされている（包括利益の表示に関する会計基準・16-2項）。

p*** (参考) 中間財務諸表 (中間連結財務諸表規則・1 条、中間財務諸表等規則・1 条)

中間連結財務諸表	中間連結貸借対照表	
	1 計算書方式：中間連結損益及び包括利益計算書	
	2 計算書方式：中間連結損益計算書・中間連結包括利益計算書	
	中間連結株主資本等変動計算書	
中間(個別)財務諸表	中間連結キャッシュ・フロー計算書	
	—	
	中間貸借対照表	
	中間損益計算書	
中間(個別)財務諸表	中間株主資本等変動計算書	
	中間キャッシュ・フロー計算書(注 1)	
	—	
	—	

(注 1) 中間(個別) C/F は、中間連結 F/S を作成していない会社が作成するものとする (中間財務諸表等規則・70 条)。

p*** (参考) 四半期財務諸表の範囲 (四半期連結財務諸表規則・1 条、四半期財務諸表等規則・1 条)

四半期連結財務諸表	四半期連結貸借対照表	
	1 計算書方式：四半期連結損益及び包括利益計算書	
	2 計算書方式：四半期連結損益計算書・四半期連結包括利益計算書	
	—	
四半期(個別)財務諸表 (注 1)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	(注 2)
	—	
	四半期貸借対照表	
	四半期損益計算書	
四半期(個別)財務諸表 (注 1)	—	(注 2)
	四半期キャッシュ・フロー計算書	
	—	
	—	

(注 1) 四半期連結 F/S を開示する場合には、四半期個別 F/S の開示は要しない (四半期財務諸表に関する会計基準・6 項)。

(注 2) 第 1 四半期及び第 3 四半期において、C/F の開示を省略することができる (四半期財務諸表に関する会計基準・5-2 項、6-2 項)。

p*** (参考) 「計算書類」

株式会社は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

計 算 書 類	貸借対照表
	損益計算書
	株主資本等変動計算書
	個別注記表

(参考1) 計算書類の他に、事業報告、計算書類の附属明細書、事業報告の附属明細書が作成される。

【会社法・435条（計算書類等の作成及び保存）】

- 1 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
- 2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 株式会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

【会社計算規則・59条・1項】

- 1 法第四百三十五条第二項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。

p*** (参考) 「連結計算書類」

連 結 計 算 書 類	連結貸借対照表
	連結損益計算書
	連結株主資本等変動計算書
	連結注記表

【会社法・444条】

- 1 会計監査人設置会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結計算書類（当該会計監査人設置会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を作成することができる。
- 2 連結計算書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 3 事業年度の末日において大会社であって金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。

【会社計算規則・61条】

法第四百四十四条第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。

- 一 この編（第百二十条及び第百二十条の二を除く。）の規定に従い作成される次のイからニまでに掲げるもの
 - イ 連結貸借対照表
 - ロ 連結損益計算書
 - ハ 連結株主資本等変動計算書
 - ニ 連結注記表
- 二 第百二十条の規定に従い作成されるもの
- 三 第百二十条の二の規定に従い作成されるもの

(MEMO)

以下にて触れる「概念フレームワーク」については、後で詳しく扱うことから（ゼロ&ミドルの第15回を予定しています。）、今回は大まかなイメージの把握ができれば十分です。

p*** (参考)「財務会計の概念フレームワーク」

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」

1 (参考) 概念フレームワークの役割

企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したもの	→ 会計基準に対する理解が深まる
既存の基礎的な前提や概念を要約するだけでなく、吟味と再検討を加えた結果を反映したもの	→ 将来の基準開発に(基本的な)指針を与える

(注 1) 吟味と再検討を加えた結果を反映：概念フレームワークの内容には、現行の会計基準の一部を説明できないものが含まれていたり、いまだ基準化されていないものが含まれていたりする。

2 (参考) 概念フレームワークと会計基準

企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものである。
 ↓
 その記述内容はおのずから抽象的にならざるを得ない。
 ↓
 個別基準の設定・改廃に際しては、概念フレームワークの内容に関する解釈が必要になる。
 ↓
 概念フレームワークだけでは、個別の会計基準の具体的な内容を直接定めることはできない。

(参考 1) 会計公準のイメージ

会計手続	会計原則の具体的適用	例：定額法・定率法など
↑		
会計原則	会計の規範・方針	例：減価償却（原価の配分）
↑		
会計公準	基本的前提・仮定	例：継続企業の公準

(MEMO)

第1章 財務報告の目的

3. ディスクロージャー制度における各当事者の役割

ディスクロージャー制度における各当事者の役割	経営者	情報を開示して、資金を調達する
	投資家	情報を利用して、企業に資金を提供する
	監査人	保証業務を通じて、情報の信頼を高める

投資家は、不確実な将来キャッシュフローへの期待のもとに、自らの意思で自己の資金を企業に投下する。

↓
その不確実な成果を予測して意思決定をする際、投資家は、企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけ成果をあげているかについての情報を必要としている。

↓
経営者に開示が求められるのは、基本的にはこうした情報である。

(1) 経営者

経営者には、投資家はその役割を果たすのに必要な情報を開示することが期待されている。

↓
将来の企業成果の予測は投資家の自己責任で行われるべきであり、経営者が負うべき責任は基本的には事実の開示である。

(参考1) 会計情報を開示するうえで経営者自身の予測が必要な場合でも、それを開示する目的は原則として現在までに生じている事実を明らかにすることにある。

(2) 投資家(投資者)

投資家には、潜在的な投資家も含まれる。

投資家	証券市場で取引される株式や社債などに投資する者をいい、これらを現に保有する者だけでなく、 これらを保有する可能性のある者を含んでいる
-----	---

今日の証券市場においてはさまざまな情報仲介者が存在し、
十分な分析能力を持たない投資家に代わって証券投資に必要な情報の分析を行っている。

↓
十分な分析能力を持たない投資家も、これらの仲介者を利用することにより、
分析能力を高めるのに必要なコストを節約しながら証券投資を行うことができる。

↓
概念フレームワークでは、
一定以上の分析能力を持つ投資家を情報の主要な受け手として想定している。

(3) 監査人 (→ 監査論にて学習します。)

監査人は、投資家の必要とする会計情報を経営者が適正に開示しているか否かを確認する。

↓
監査人には経営者が作成した情報を監査する責任が課されているのであり、
財務情報の作成責任はあくまでも経営者が負う。

(後回し1) 経営者には、自己(または自社)の利益を図るうえで、事実を歪めた会計情報を開示する誘
因もある。

↓
しかし投資家は、その可能性に対して、企業の発行する証券の価格を引き下げたり、経営者
を解任したり、あるいは経営者報酬を引き下げたりするといった対抗手段を有している。

↓
合理的な経営者は、そのような事態をあらかじめ避けるため、むしろ監査人による監査を積
極的に受け入れるであろう。

↓
すなわち、ディスクロージャー制度のもとで会計監査は、投資家に不利益が生じないよう、
経営者が自身の行動を束縛する「ボンディング」の一環としての役割を果たしている。

4 (参考) ディスクロージャー制度と財務報告の目的

(1) ディスクロージャー制度

<p>ディスクロージャー制度の 存在意義</p>	<p>情報の非対称性を緩和し、 それが生み出す市場の機能障害を解決するため、 経営者による私的情報の開示を促進する</p>
------------------------------	---

(参考1) 情報の非対称性：企業の将来を予測するうえで、企業の現状に関する情報は不可欠であるが、そ
の情報を入手する機会について、投資家と経営者との間には一般に大きな格差がある。

(参考 2) 市場の機能障害：上記のような状況のもとで、情報開示が不十分にしか行われないと、企業の発行する株式や社債などの価値を推定する際に投資家が自己責任を負うことはできず、それらの証券の円滑な流通・発行が妨げられることにもなる。

↓
情報の非対称性を緩和し、それが生み出す市場の機能障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を促進するのが、ディスクロージャー制度の存在意義である。

(2) 財務報告の目的

財務報告の目的	投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、投資のポジションとその成果を測定して開示すること
---------	--

(参考 1) 「投資のポジション」に類似する用語としては、従来、「財政状態」という用語が用いられてきたが、この用語は多義的に用いられているため、新たに抽象的な概念レベルで使用する用語として、「投資のポジション」が用いられた。

(参考 2) 財務報告において提供される情報の中で、投資の成果を示す利益情報は基本的に過去の成果を示すが、企業価値評価の基礎となる将来キャッシュ・フローの予測に広く用いられている。

5 (参考) 会計基準の役割

会計基準の役割	ディスクロージャー制度を支える社会規範
---------	---------------------

経営者は本来、投資家の保守的なリスク評価によって企業価値が損なわれないよう、自分の持つ私的な企業情報を自発的に開示する誘因を有している。

↓
それゆえ、たとえ公的な規制がなくても、投資家に必要な情報はある程度まで自然に開示されるはずである。

↓
ただし、その場合でも、虚偽情報を排除するとともに情報の等質性を確保する最小限のルールは必要であり…

↓
それを当事者間の交渉（契約）に委ねていたのではコストがかかりすぎることになる。

↓
それを社会的に削減するべく、標準的な契約を一般化して、会計基準が形成される。

↓
ディスクロージャー制度を支える社会規範としての役割が、会計基準に求められている。